

令和2年(行ウ)第455号 持続化給付金等支払請求事件

原 告

被 告 国(所管行政庁 中小企業庁)

ほか2名

準備書面(1)

令和3年9月24日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告指定代理人

近藤元樹

奥江隆太

林智

平林純

鮫島大幸

岡田時房

佐藤晋太郎

被告国は、本準備書面において、本年7月1日に実施された進行協議期日における裁判所の質問に対して回答するとともに（後記第1），原告の2021年（令和3年）6月18日付け第1準備書面（以下「原告第1準備書面」という。）における郵送申請にかかる主張に対して認否し（後記第2），原告の求釈明事項に対して回答する（後記第3）。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 裁判所の質問に対する回答

1 贈与契約の法的構成

本件両規程の公表が贈与契約の申込みの意思表示であり、申請者による持続化給付金規程6条2項又は家賃支援給付金規程7条2項に基づく各給付金の申請行為が承諾の意思表示である。

2 受領委任契約の成立時点

持続化給付金給付事業にかかる申請者と被告デロイト間の受領委任契約及び家賃支援給付金給付事業にかかる申請者と被告リクルート間の受領委任契約は、いずれも申請者の申請時に成立する。かかる趣旨は、持続化給付金申請規程第5章(2)（乙5・3ページ）及び家賃支援給付金規程10条2項において明示されている。

第2 適式な申請であるとの原告の主張に対する認否

原告は、原告代理人弁護士の電話照会に対する中小企業庁職員の教示に従って申請書類を同庁気付で事務局に郵送したのであるから、適式な本件両給付金の申請として認められるべきであると主張する（原告第1準備書面・4及び5ページ）。

原告代理人三宅弁護士の陳述書（甲29）によると、三宅弁護士及び出口弁

護士は、令和2年8月31日に中小企業庁総務課に架電したことであるので、被告国は、同課の同日における電話対応記録を調査したが、該当する通話は見当たらなかった。また、令和2年8月31日に外線を受電する可能性のある中小企業庁総務課職員に対して聞き取りを行ったが、発信者に対して本件両給付金の申請書類の郵送先を教示した者はいなかった。

したがって、原告代理人三宅弁護士及び出口弁護士が令和2年8月31日、中小企業庁総務課に架電したことは不知、その余は否認する。

第3 原告の求釈明の申立て（原告第1準備書面・7及び8ページ）について

本件両給付金給付事業の趣旨・目的及び本件両除外規定を設けた理由は、被告国の答弁書で述べたとおりである（趣旨・目的につき13、14及び16ページ。本件両除外規定を設けた理由につき18ないし23ページ）。それ以外に、原告による各求釈明事項については、回答の必要性を認めない。

以上